

2016（平成28）年度第1回（通算第12回）評議員会（臨時）

1. 開催日時：2016（平成28）年4月10日（日）午後13時-14時
2. 場所：東京都千代田区九段北4-2-25 アルカディア市ヶ谷 7階 白根の間
3. 出席評議員：（評議員会会長）柳原正治、（評議員会副会長）薬師寺公夫、（評議員）大森正仁、柏木昇、久具（古城）佳子、齋木尚子、佐藤哲夫、佐藤やよひ、平覚、最上敏樹、山影進
出席理事：（代表理事）坂元茂樹、（事務局長）酒井啓亘

4. 議事要旨

1) 報告事項

- 1 石本泰雄名誉理事のご逝去に関する件
坂元代表理事より標記の件につき報告があった。
- 2 評議員・理事の選任についての会員意見聴取の実施に関する件
坂元代表理事より、2015年9月18日金曜日から20日日曜日まで名古屋において実施された意見聴取について報告がなされた。
- 3 2016年度事業計画に関する件
酒井事務局長より2016年度事業計画が2016年3月13日開催の理事会において承認されたことが報告された。
- 4 2016年度予算に関する件
酒井事務局長より、2016年度予算が2016年3月13日開催の理事会において承認されたことが報告された

2) 議案

第1号議案 理事の選任に関する規程の改正について

酒井事務局長より、理事会による学会運営を円滑にするため外務省関係者（特に国際法局国際法課長）を外部理事として選任しうることを明確化し、さらにかかる外部理事には通常の理事被選任資格が適用されないことを明示するために、理事選任規程の改正が必要であること、また本改正が本日から施行される必要があることが説明された。

柳原評議員会会長より、定款変更による理事増員の背景について補足説明が行われ、また本日より施行の趣旨を確認のうえ、以下の通り議決された。

【議決事項】

以下の通り理事選任規程を改正することを決定した。

====

理事の選任に関する規程

一般財団法人国際法学会評議員会

2013年6月17日

2013年9月11日改正

2015年6月21日改正

2016年4月10日改正

第1条（目的） この規程は、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）定款第28条第1項の規定に基づき、評議員会による理事の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事業の継続性の考慮） 事業の継続性が必要であることに鑑み、評議員会は、改選前の理事のうち、少なくとも半数を再選することが望ましい。

第3条（会員の意見の聴取） 評議員会は、理事の選任に先立ち、人選について、当法人の会員（自然人に限る。以下この規程において同じ。）の意見を聴取するものとする。

2 前項に定める聴取は、理事改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う。

3 評議員会は、第1項に定める会員からの意見聴取の実施要領の決定を代表理事に委嘱するものとする。

4 代表理事は、聴取した会員からの意見をとりまとめ、これを評議員会に提出する。

第4条（被選任資格） 評議員会は、理事就任年度の4月1日において満30歳未満の者及び満68歳を超えた者を新たに理事として選任することはできない。

2 意見聴取の行われる年度の4月1日までに前年度までの学会費を完納していない会員は、理事の被選任資格を有しない。

3 前項に従った理事の選任を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員の生年月日及び会費納入状況を調査し、その結果を評議員会に報告することを求めることができる。

4 前3項の規定は、当法人の会員以外の理事（以下「外部理事」という。）については適用しない。

第5条（専門分野のバランス） 当法人は、国際法、国際私法及び国際政治・外交史の3つの専門分野の会員により構成されていることに鑑み、理事の選任にあつ

っては、この3つの専門分野の理事のバランスに妥当な考慮を払うものとする。

2 前項の考慮を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員が専門分野のいずれか一に属することの調査を委嘱することができる。

第6条（理事の選任）評議員会は、第3条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、理事を選任する。ただし、外部理事の選任については評議員会会長の推薦に基づき評議員会において行うこととする。

2 評議員会は、理事の欠員を補充する場合には、新たに当法人の会員の意見を聴取することなく、聴取した直近の意見に妥当な考慮を払いつつ補充する理事を選任することができる。

第7条（実施要領の代表理事への委任） 第3条第3項に定める場合を除き、評議員会は、この規程に基づく理事の選任に関して必要な実施要領の決定を代表理事に委嘱することができる。

附則 この規程は、2016年（平成28年）4月10日から施行する。

第2号議案 評議員の選任について

柳原評議員会会長は、2016年6月開催予定の定時評議員会終結をもって評議員薬師寺公夫、齋木尚子が辞任し、その他の評議員全員が、定款の定めにより、2016年6月開催予定の定時評議員会の終結と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、評議員選任規程5条1項に基づき、2015年9月18日金曜日から20日日曜日まで名古屋において実施された会員への意見聴取に妥当な考慮を払いつつ、専門分野、ジェンダーバランスなどを考慮し、さらに定款に基づく評議員会定足数が厳しいことから評議員会への出席可能性も踏まえて、新しい評議員の原案を下記のとおり示した。審議の結果、原案通り議決された。

【議決事項】

定款第14条1項により、次の者を一般財団法人国際法学会第2期評議員として2016年6月開催予定の定時評議員会の終結をもって選任する。

評議員	青木 清	南山大学教授
評議員	岡野 祐子	関西学院大学教授
評議員	柏木 昇	東京大学名誉教授

評議員	川村 明	弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)
評議員	北村 泰三	中央大学教授
評議員	吉川 元	広島市立大学教授
評議員	久具 (古城) 佳子	東京大学教授
評議員	齋木 尚子	外務省国際法局長
評議員	佐藤 哲夫	一橋大学教授
評議員	佐藤 やよひ	関西大学教授
評議員	須網 隆夫	早稲田大学教授
評議員	平 覚	大阪市立大学教授
評議員	中川 淳司	東京大学教授
評議員	薬師寺公夫	立命館大学教授
評議員	山影 進	青山学院大学教授

以上 15 名

第 3 号議案 理事の選任について

柳原評議員会会長は、定款の定めにより、理事全員が 2016 年 6 月開催予定の定時評議員会の終結と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨述べ、理事選任規程第 6 条 1 項に基づき、2015 年 9 月 18 日金曜日から 20 日日曜日まで名古屋において実施された会員への意見聴取に妥当な考慮を払いつつ、専門分野、ジェンダーバランスなどを考慮し、また理事選任規程第 2 条に基づき改選すべき理事の数に留意して、新しい理事の原案を下記のとおり示した。審議の結果、原案通り議決された。

【議決事項】

定款第 28 条 1 項により、次の者を一般財団法人国際法学会第 3 期理事として 2016 年 6 月開催予定の定時評議員会の終結をもって選任する。

理事	浅田 正彦	京都大学教授
理事	石田 淳	東京大学教授
理事	岩澤 雄司	東京大学教授
理事	植木 俊哉	東北大学教授
理事	小畑 郁	名古屋大学教授
理事	兼原 敦子	上智大学教授
理事	酒井 啓亘	京都大学教授

理事	坂元 茂樹	同志社大学教授
理事	高村 ゆかり	名古屋大学教授
理事	都留 康子	上智大学教授
理事	道垣内正人	早稲田大学教授
理事	中谷 和弘	東京大学教授
理事	西谷 祐子	京都大学教授
理事	古谷 修一	早稲田大学教授
理事	真山 全	大阪大学教授
理事	御巫 智洋	外務省国際法局国際法課長
理事	森川 幸一	専修大学教授
理事	森田 章夫	法政大学教授

以上 18名

第4号議案 監事の選任について

柳原評議員会会長は、定款の定めにより、監事全員が2016年6月開催予定の定時評議員会の終結と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨述べ新しい監事の原案を下記のとおり示した。審議の結果、原案通り議決された。

【議決事項】

定款第28条1項により、次の者を一般財団法人国際法学会第2期監事として2016年6月開催予定の定時評議員会の終結をもって選任する。

監事	吾郷 眞一	立命館大学教授
監事	佐野 寛	岡山大学教授

以上 2名

なお、上記役員選任が決定されたあと、第2号議案および第3号議案にかかる会員からの意見聴取の結果公表方法について審議がなされた結果、柳原評議員会会長の提案に基づき、今回の選任においては、意見聴取において多数を得票した上位10名を氏名の50音順で公表すること、また同時に意見聴取結果の適切な公表方法については評議員会において引き続き審議することが確認された。

以上